

令和8年度就労継続支援B型事業所アドバイザー派遣事業委託仕様書

1 委託事業

(1) 目的

本事業は、工賃向上に積極的に取り組もうとする就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）を対象として、アドバイザー（事業内容に適した専門家）の派遣等を行い、企業的経営手法の導入による助言・指導を行うことにより、技術向上及び経営改善を図ることを目的とする。

(2) 委託事業内容

ア 専門的な知識や経験を有するアドバイザーを確保し、事業所に対してアドバイザー派遣を実施する。

- ①アドバイザーは、次に掲げる支援分野のいずれかに関して、専門的な資格、知識、技能や経験を有するものとする。
- ・製品の品質向上又はデザイン、包装等の改善による高付加価値化
 - ・事業所独自の新商品の開発や市場開拓
 - ・コスト削減、販売ルート・販売方法の検討又は技術・経営ノウハウの習得
 - ・作業効率向上等職場環境の改善
 - ・新たな分野（施設外就労等）への取組のための技術指導
 - ・その他工賃向上のために必要な支援（単価交渉等を含む）

②アドバイザーの職務は、①に掲げる支援分野に関する課題を抱える事業所において、現状の分析及び課題を整理し、工賃引き上げのための改善計画の策定及び実践の支援等を行うものとする。

③派遣の回数は、1事業所4回程度とする。

イ アドバイザー派遣先事業所を含めた事業所を対象とし、工賃向上に向けた基礎的な研修会（2回程度、オンライン実施可）及び成果報告会（1回、オンライン実施可）を実施する。（過去の研修会テーマ例：生産性向上、マーケティング戦略、営業ロールプレイング等）

ウ 事業所が複数参加する研修会を実施する。

エ アからウまでの実施にあたり、県内の事業所への周知を行う。

(3) 事業の対象

アドバイザーを派遣する事業所は、茨城県内に住所地を有する事業所のうち、アドバイザーの派遣を希望する3事業所程度を、県が選定するものとする。

なお、利用を希望する事業所が定員を超える場合は、同事業の利用歴及び利用者の登録の有無等を参考のうえ、事業に実施を審査する。

2 留意事項

- (1) 委託事業実施にあたっては、個人情報の保護や関係法令の遵守に努め、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 受託者は本事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合、速やかに県に報告すること。

3 その他

事業の詳細については、別添「令和8年度就労継続支援B型事業所アドバイザー派遣事業実施要項」のとおり。

また、本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議して決定するものとする。